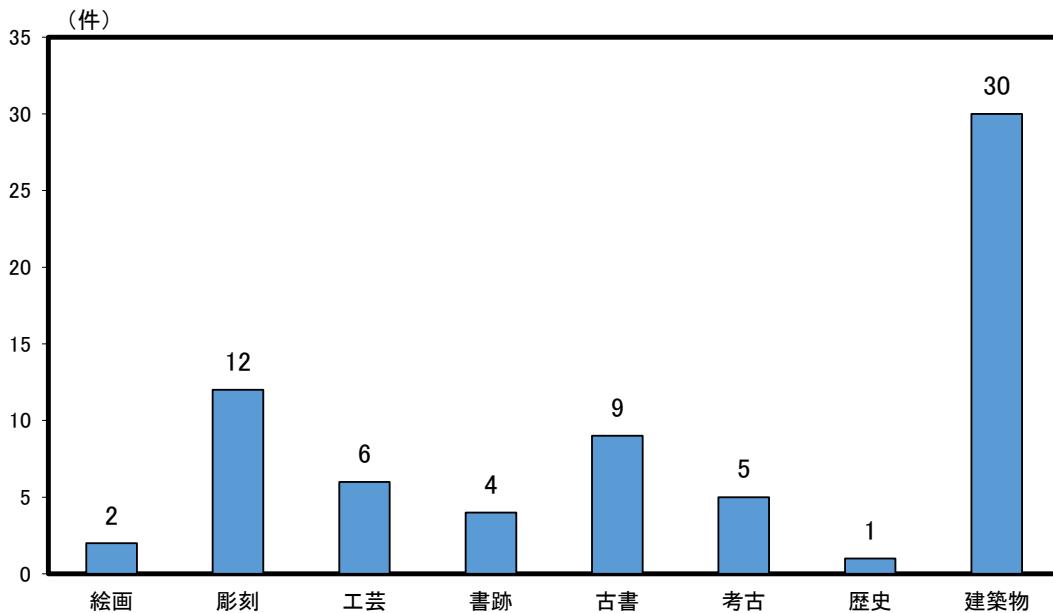


熊本県の国指定国宝・重要文化財件数（令和2年3月1日現在）



解説

【概要】

令和2年3月1日現在の本県の重要文化財は69件（うち国宝1件：青井阿蘇神社）で、前年と同数であった。なお、69件のうち建造物が30件であった。

また、史跡名勝天然記念物が65件（熊本城跡（特別史跡）、水前寺成趣園（名勝及び史跡）、相良のアイラトビカズラ（特別天然記念物）等）、重要有形民俗文化財が1件（宇土の雨乞い大太鼓）、重要無形民俗文化財が4件（阿蘇の農耕祭事、菊池の松囃子、八代妙見祭の神幸行事、球磨神楽）となつた。

○重要文化財

絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料及び建造物等の有形文化財のうち、重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。

○国宝

重要文化財のうち、その制作が極めて優れているものや、学術的価値が高いもので、歴史・文化史上特に意義が深く、貴重なもの。

○史跡名勝天然記念物

記念物（文化財保護法第2条第1項第4号）のうち、重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。また、この史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものとして指定されたものが、特別史跡名勝天然記念物である。

注：重要文化財総数には補遺（現所有者の不明なもの、戦後連合国軍側に提出したまま返還されないもの）も含むため、都道府県の合計とは一致しない。

注：史跡名勝天然記念物には、特別史跡名勝天然記念物の件数も含む。また、総数には都道府県に属する以外のものも含まれているため、都道府県の合計とは一致しない。

○重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財

信仰、年中行事などの用具類や施設などの有形民俗文化財又は祭りや年中行事、風俗習慣、民俗芸能、民俗技術などの無形民俗文化財のうち、重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。

資料出所	調査期日	調査周期
文化庁資料	令和2年3月1日	毎年